

緑の洞門（北鎌倉隧道） 保存・安全対策の提言

第一提言 素案と骨子

2015年12月10日

北鎌倉緑の洞門を守る会（北鎌倉史跡研究会）

1. 提言の目的

1) 検証委員会の「報告書」から導ける保存・安全対策

鎌倉市は、第三者機関として日本トンネル技術協会に業務委託し、「北鎌倉隧道安全性検証等業務」として、6月25日に第1回検証委員会、7月17日に第2回検証委員会が行われ、8月18日に暫定的な「中間報告書」、8月31日に本来の「報告書」が提出されました。「中間報告書」はA3で表紙と目次を含めてわずか14ページのものでしたが、本来の「報告書」ははるかに膨大な分量であり、とりわけ各委員の意見がはじめて記されるものでした。

ところが、鎌倉市都市整備部は、8月19日の段階で「中間報告書」すらまともに吟味することなく、ただちに市長にたいして開削・破壊を求める文書を作成し、8月20日に市長は緑の洞門（北鎌倉隧道）の開削・破壊の決裁を行いました。本来の「報告書」を待たずに一方的に決裁したのは、鎌倉市行政の瑕疵に他なりません。本来の「報告書」を公平に吟味すれば、緑の洞門は安全対策を施しながら十分保存が可能です。

「報告書」では、方策①、方策④として、それぞれ保存案、開削案が比較されています。しかし、「報告書」の「委員事前説明結果と今後の対応 ③」では、トンネル技術協会は『開削案』は本検証項目の対象外とする」としており、そもそも調査・確認事項は保存の検証でした。したがって、第2回検証委員会において「方策④だと住民は『これは困る』」ということが始まっている。何のためにこの委員会を立ち上げたのか。方策④であれば委員会はいらないのではないか」との発言がなされたのは当然のことでした。

この提言は、「報告書」から合理的に導ける方策①を手がかりにし、工法の選択肢を含めて保存策を吟味し、提案することを目的としています。

2) 「最少の経費で最大の効果を挙げる」地方自治法に基づいて

地方自治法第2条は、「⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とうたっています。

10月30日の市議会本会議で採択された補正予算案では、開削のための予算額は8020万となっています。しかし、工事費として9350万円（27年度5220万、28年度4130万）およびJRのホーム側に防壁をつくる工事としてJRに支払う額が2800万、総計12150万で

す。もちろん、オリンピックの予算同様、この額はいくらでも億単位で増額されていく可能性が十分あり、税金がそれだけ浪費されていくことが懸念されます。

「報告書」から合理的に導ける保存・安全対策が十分可能であり、しかもずっと安価で実現できるにもかかわらず、意図的に開削を選択することは、地方自治法に反します。この提言は、納税者である地元住民・鎌倉市民の見地から、地方自治法第2条にかんがみ、税金の浪費を防ぐ方策を提案することを目的としています。

3) 保存を求める数多くの住民・市民の要望を代弁して

「報告書」の「委員事前説明結果と今後の対応 ③」ではまた、「住民はどんな形で残したいと言っているのか」との委員の質問にたいして、「具体的な要望は聞いていない」と事務局が返答しています。さらに「住民の『残したい』、『何を守りたい』の意向がみえない」との委員の質問にたいしても、具体的な返答を欠いています。これまで保存・安全対策を求める数多くの要望書を鎌倉市に提出し続けてきましたが、検証委員会には何一つ伝えられていません。

それだけではありません。「北鎌倉隧道安全性等検証委員会での委員意見要旨」の「③全体のまとめ」では、「住民の方の要望は2種類あり、トンネルをそのまま残せないかという要望。もう一つは緊急車両を通して欲しいという要望である。」と記されていますが、これは二重の意味で間違いです。

多数の住民の要望は、「そのまま残せ」ではなく、安全対策を施して保存して欲しいというものです。また、「緊急車両」の問題は、「緑の洞門ニュース・号外」、「洞門があると防災体制は弱くなるの?」で明快に示してあるとおり、検証委員会の評価項目に入れること自体が不当です。

この提言は、多数の住民・市民の要望をくみ取り、代弁することを目的としています。

4) 様々な専門家との協議を積み重ね、提言を継続していきます

この提言は、土木、建築、植木職人、庭師、樹木医、弁護士、景観、デザインなど様々な専門家に相談しながらまとめあげていきます。こうした協議の成果物として、提言を再構成し、新たな提言を継続し、繰り返し提出していきます。

2. 提言の内容

1) 片持梁としての安定性、保存の現実性

「報告書」では、次のように述べられています。

6月25日の「現地調査の見解」では、「トンネル内の山側の側壁部は、打音状況からしつかりしており、お寺側の土地も含め、山全体が崩壊することは考えにくい」

「第1回検証委員会での委員意見」（6月25日開催）では、「剥落の危険性は高いが、すぐに崩落する危険は高くない」

「第2回検証委員会での委員意見」（7月17日開催）では、「現状のトンネルは、山側の根本の太い片持梁の状態、JR側側壁には圧力がかかっていないと考えられるので、強烈に補強しなくとも山側の根元が変わらなければ持つと考えられる」

さらに、11月20日に開催された第10回「北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会」の場で、鎌倉市都市整備部は、洞門周辺の岩盤が鎌倉でも稀なほどの強度だと語っています。

このように、洞門の岩盤の強固さ、「片持梁」としての安定性、アーチ構造の強さから、洞門の保存を前提として安全対策をはかることが合理的です。

なお、これまで「大きな地震が起こった場合に崩壊する」と、あたかも開削の理由のようにしばしば語られてきました。しかし、関東大震災クラスあるいはそれ以上の大地震が発生した場合は、崖崩れや津波など鎌倉全域で広範な災害が想定され、限られた予算の中で、優先順位を決めて包括的な防災対策を迅速に進めることが問われています。大地震で崩壊するからと洞門開削を正当化することはできません。

2) 逗子市の様々な保存の工法、選択肢を参考にして

これまで様々な専門家との相談・協議を積み重ねるとともに、11月21日、28日と名越切通の現地調査を行ってきました。鎌倉市は、貴重な史跡である釈迦堂切通を長い間通行止めにして放置していますが、逗子市は、同じく貴重な史跡である名越切通を立派に保存しています。

名越第三切通、第二切通、とりわけ第一切通を目視すれば、いかに逗子市がこの切通保存のために尽力してきたか一目瞭然です。紅葉を楽しむ観光客の方々は、擬岩工事や補強工事

を含む保存のための様々な努力を知らないまま通り過ぎていきます。それだけ景観に調和し、違和感のない保存が可能だという証左です。

逗子市が出来て、鎌倉市が出来ないわけがありません。名越切通に比べればはるかに小規模な洞門の保存は、逗子市がかけた費用よりもずっと安価に可能です。

3. 総合所見

以下、保存・安全対策の各工法について。

1) 藤の間伐と樹根の処理工法

11月24日に実施した洞門周辺における植生の外観観察で、樹木医に伺った内容として

- ・現状では、根が肥大して岩を押し上げるような樹木（高木）は見当たらず、当該理由での危険性について外観的には少ないと言える。
- ・竹（マダケ）は土層が浅いためか細竹（約2cm径）が数本育っていた。
- ・フジの根は必ずしも同心円状に肥大せず、岩を壊す力はやや弱いようである。
- ・今後の洞門上の植物管理上の調査は、3年から5年ごとに行うことが望ましい。
- ・年間の管理は、草木の刈り払いが主で、春と秋に行う。地上高0.5mから1.0mを限度として保持する。
- ・洞門の上部及び周辺の植物は、フジ、マダケ、キヅタ、アカメガシワ等であり、現時点で岩盤を崩す危険性のある樹木（中高木）は認められなかった。いずれも定期的な手入れにより比較的容易に大きさをコントロールできる植物である。
- ・上記所見は、あくまで外観観察によるものであり、外観から不可視な要素を経験的な想定により補完した所見である。実際の維持管理を見越した提言にあたっては、土層の厚さや土質、根の発達状況、岩盤と土層の関係、土砂や有機物の堆積状況、水条件や日照条件などについて、更なる調査を要する。

フジについては、生長を抑制する方法や枯死させる方法は何通りかある。今後ものびのびと育てて花を楽しみたいのか、あるいは手頃な大きさに保存するのか、または完全除去するのか、各方面の意見を慎重にとりまとめ一定の合意が得られた上で、その取り扱いを検討するべきである。

藤を間伐した後の処理工法として、

- a) 生殺しによって成長を止める工法
- b) 圧力をかけずに薬液を注入して樹根を枯らし、亀裂を充てんする

2) 洞門の安定性を強化する工法

洞門のアーチ構造としての強さを増す工法として、

- a) 鎌倉側、大船側の両坑口部をJRの線路に垂直に切除する工法
- b) 鎌倉側では山側を切除し、JRホーム側を擬岩工事をふくめて増幅する

3) 外部の剥離、剥落、落石対策工法

- a) JR側に剥離、剥落、落石防止の防壁を建設する
- b) 両坑口部の上部は、名越切通と同様の補強、あるいは防石ネットをはる
- c) 両坑口部の上部は、表土を使用して埋めることも可能

4) 内部の補強工法

洞門内部では一度も剥離、剥落の話はありません。

- a) 砂状の落下（肌落ち）を防止するための吹きつけ、亀裂を補修する工法

この工法では、昨年7月の文化財専門委員会会議において、その松島会長が「鎌倉ガーネットと呼ばれており、重要な露頭である。できれば生で見られるようにしてほしい」「今は、トンネルがあることによって地層が見られる状態になっている。重要な地層である。」と語ったことがもっともよく実現できるメリットがある。

- b) 透明なアクリル板をはめ込む、あるいは樹脂性の強化剤を吹き付ける工法

- c) アーチパネル、鋼製つなぎ材、鋼製支保工
- d) ライナープレート工法
- e) 内部を少し削って内部形状をアーチ型に近づける

5) 景観に調和する外観工法

「報告書」でのサンコーコンサルタントによる「方策④ イメージ図」と「方策① イメージ図」は、前者が植栽をあしらった図なのに、後者はあまりにも景観ぶちこわしのグロテスクなデザインになっています。「方策① イメージ図(1) 景観に配慮したイメージ」は、保存策のイメージダウンをはかった情報操作としかいいようがありません。名越切通保存を参照すれば、まったく異なる景観に調和した外観が可能です。

また、2) - a)、b) により「北鎌倉隧安全性検証等業務報告書」の図よりも坑口の張り出しを大幅に短くでき、より景観に配慮した外観にすることが可能です。

北鎌倉緑の洞門を守る会（北鎌倉史跡研究会）

会のブログ：<http://kitakamashiseki.blog.fc2.com/>

会のホームページ：<http://www.ne.jp/asahi/kitakama/shiseki/>

会のメアド：w240bx-kitakamashiseki@yahoo.co.jp

共同代表：

鈴木一道

〒247-0062 鎌倉市山ノ内 1344

090-3804-1846

k-s@ka3.so-net.ne.jp

出口茂

〒247-0062 鎌倉市山ノ内 904-201

0467-24-6366 070-6458-4916

pyonpyon@cap.bekkoame.ne.jp